

平成十五年公正取引委員会規則第一号

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項並びに第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条の規定に基づき、公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 公正取引委員会の所管する法令に基づく手続等を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

第二条 公正取引委員会の所管する法令に基づく手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合は、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、法（定義）

（定義） この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。
イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名
ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行った者であることを確認するた

をいう。
（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて公正取引委員会が告示で定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電子情報処理組織による申請等）
第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公正取引委員会が告示で定めるとところにより、次の各号に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、公正取引委員会が告示で定めるところにより、第二号に掲げる事項を入力することに代えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 当該申請等を書面等により行うときとされている書面等（次号に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項

二 当該申請等を書面等により行う場合において法令の規定により添付すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

三 前項の規定により申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行つた者を確認するための措置を別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

四 行政機関等が指定するところにより識別符号及び暗証符号を用いることとされている第一項の規定による申請等を行う者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号を電子計算機から入力しなければならない。

五 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

六 前号に規定するもののか、公正取引委員会が告示で定める電子証明書（明書）

七 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

八 前号に規定するもののか、公正取引委員会が告示で定める電子証明書（明書）

九 行政機関等が指定するところにより識別符号及び暗証符号を用いることとされている第一項の規定による申請等を行う者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号を電子計算機から入力しなければならない。

十 行政機関等が、法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公正取引委員会が告示で定める技術的基準に適合するものとのと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第十六条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公正取引委員会が告示で定める技術的基準に適合するものとのと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第十七条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行つた行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

第十八条 行政機関等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、前項の規定にかかるらず、書面等により当該処分通知等を行わなければならない。

第十九条 行政機関等は、返納その他の返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合に返納その他の返還が求められている処分通知等を記録しない場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第二十条 前項の場において、処分通知等の返納その他の返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第七条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出
- 三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式（電磁的記録による縦覧等）
- 第八条** 行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して方 法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。
- 第九条** 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。
- 2 行政機関等が、公正取引委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。
- 3 法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること又は同項ただし書に規定する措置を行ふことをいう。
- 2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は同項ただし書に規定する措置を行ふことをいう。
- 3 法第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。
- 附 則**
- この規則は、平成十五年三月三十一日から施行する。
- 附 則**（平成一七年三月七日公正取引委員会規則第三号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年三月三一日公正取引委員会規則第一七号）
- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一七年二月二八日公正取引委員会規則第一七号）
- この規則は、平成十八年一月四日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一月二一日公正取引委員会規則第二号）
- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一月二一日公正取引委員会規則第八号）
- この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。（令和元年一二月一三日公正取引委員会規則第四号）

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二五日公正取引委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。